

所得税・町県民税の申告が始まります

光税務署での 所得税および復興特別所得税の申告について



▲国税庁公式
LINE



▲国税庁ホームページ

問光税務署 ☎0833-71-0166

音声ガイダンスに従って
「2」を選択してください

令和7年分の確定申告について

2月16日（月）から3月16日（月）まで光

税務署で確定申告会場を設置します。

確定申告会場では、今後自宅から確定申告ができるよう、ご自身でのスマホ操作による電子申告を推奨しています。ご理解とご協力をお願いします。確定申告作成には、マイナンバーカードのほか、利用者証明用電子証明書（数字4桁）および署名用電子証明書（英数字6文字以上16文字以下）のパスワードが必要です。

また、確定申告会場内の混雑緩和措置として、昨年同様、入場できる時間枠が指定された『入場整理券』が必要です。入場整理券は、光税務署で当日配付をしますが、当日配付する入場整理券の枚数には限りがあり、後の来場をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

入場整理券は、LINEを通じたオンライン前発行も可能です。次のQRコードからアクセスしLINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを友だち追加した後、相談予約の手続きを行ってください。

町県民税の申告について

問税務課 課税係 ☎52-5804

申告期間 2月16日（月）～3月16日（月）

受付時間 9:00～11:30 / 13:30～16:00

申告受付会場 田布施町保健センター

（田布施町役場西隣）

◇今年から申告書の発送はありません

- 例年、前年度の申告状況などから、申告が必要と思われる人には2月上旬までに町から『町民税・県民税申告の手引き』と『申告書』を郵送していました。町が行う申告受付では、職員が資料の確認・システムへの入力を行い、申告書を提出していただきますので、本年度から『申告書』の発送は行いません。
- 『町民税・県民税の申告についてのご案内』のみ送付しますので、申告書の作成に必要な書類を持参してください。
- 『収入なし（所得が0である）申告』を行う場合、町役場での作成のほか、申告書を郵送する方法でも受け付けます。申告書が必要な人は税務課までお問い合わせください。

◇申告が必要な人

令和8年1月1日現在、本町に在住する人で下記に該当する人

- 年末調整済の給与所得以外の収入（農業・営業・不動産所得、個人年金などの雑所得など）があった人
 - ※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告は必要ありませんが、町県民税の申告が必要です。
 - 収入が公的年金、恩給（遺族年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人
 - 病気や失業、学生などで、収入がなかった人
- ※国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者は、保険税（料）の算定に必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。
- ※所得税の確定申告をした人は、原則として、町県民税の申告は不要です。

◇申告受付会場について

『田布施町保健センター』は、本庁舎とは別棟です。お間違えのないようご注意ください。

◇町で受け付けできない確定申告

町では所得税の確定申告も受け付けますが、次の申告の場合は光税務署で確定申告するか、e-Tax 申告の利用をお願いします。

- ・土地や建物、株式の譲渡所得、配当所得の確定申告
- ・先物取引、暗号資産（仮想通貨）の確定申告
- ・雑損控除、住宅借入金等特別控除などの住宅に関する特別控除（初回分）の確定申告
- ・青色申告（計算書の書き方について相談する場合も含みます）
- ・準確定申告（亡くなられた人に係る確定申告）、令和6年分以前の確定申告

◇申告に必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーの番号確認と本人確認ができるもの）またはその写し
- ・金融機関の口座番号の分かるもの（所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合）
- ・収入金額に関する書類（収入金額が分かる、以下の書類が必要）

収入の内容	必要な書類など
給与、公的年金の収入	源泉徴収票
公的年金以外の年金（個人年金）の収入	生命保険会社や損害保険会社の『支払額に関する通知』など
営業または不動産による収入	収支内訳書（計算・記載済のもの）

- ・控除に関する書類（控除を受ける場合、以下の書類が必要）

受ける控除	必要な書類など
社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金の支払（控除）証明書や領収書
生命保険料・地震保険料控除	控除証明書
障害者控除	各種障害者手帳などの証明書類 ※要介護認定高齢者（65歳以上）に係る障害者控除の適用を受けようとする場合には、健康保険課が発行する『障害者控除対象者認定書』
医療費控除	『医療費控除の明細書』（計算・記載済のもの）、医療費通知 ※医療費控除を受ける場合は明細書の作成が必要です。医療費の領収書（原本）を提出する方法により医療費控除を受けることはできませんのでご注意ください。

◇各公民館などの申告会場

下表の日程を参照の上、お住まいの自治会の申告相談日時・会場にお越しください。なお、都合のつかない人は、2月16日（月）～3月16日（月）までに保健センター多目的ホールで申告をしてください（土日・祝日を除く）。

月日	時間	申告対象自治会	申告会場	月日	時間	申告対象自治会	申告会場
3/2 (月)	13:30～15:30	郷東・市明	小行司 分館	3/9 (月)	13:30～15:30	奈良・竹重・三宅・新川・尾迫	麻郷 福祉会館
3/3 (火)	13:30～15:30	戎ヶ下・尾津（東・中・西）・見田団地・中郷・上組・馬島	麻里府 公民館	3/10 (火)	13:30～15:30	土井の内・塩坪・波野団地（北・南）・雇用促進・上ヶ・八和田・配原・由免・大波野中・大波野上	東田布施 公民館
3/4 (水)	13:30～15:30	宿井・新宿井（1・2）・石の口・吉井・城南・瓜迫西山・葛岡・川西・大田	城南 公民館	3/11 (水)	9:00～11:30	天神・新町・本町・砂田・定井手・瀬戸	保健 センター (多目的 ホール)
3/5 (木)	13:30～15:30	竹尾・大国木・真殿・中西・岸田団地・西田布施・矢藏	西田布施 公民館		13:30～16:00	中央南・名倉・石迫・長田	
3/6 (金)	13:30～15:30	助政・井神・地家・蓮輪・浜城・泊団地・麻郷団地・旭・高塔・鳥越・八海	麻郷 公民館	3/12 (木)	9:00～11:30	波野市・祇園・寿・一本松・長合・国信	保健 センター (多目的 ホール)
					13:30～16:00	御蔵戸・平田・木地・きじが丘	